

公益財団法人佐野美術館理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人佐野美術館(以下「本美術館」という)定款第20条及び第38条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、本美術館を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 評議員及び非常勤役員は、無報酬とする。

2 本美術館の常勤役員の定例報酬月額(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会において決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬の支給日、支払方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定(以下「給与規定」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、評議員会の承認を得て決定する。

ただし、在職期間は当初就任日より起算して10年を上限とする。

(費用)

第6条 本美術館は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本美術館は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
(平成21年5月26日理事会決議)

(別表) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号 俸	月 額	号 俸	月 額	号 俸	月 額
1	100,000	11	300,000	21	500,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000
7	220,000	17	420,000		
8	240,000	18	440,000		
9	260,000	19	460,000		
10	280,000	20	480,000		